

令和6年神審第9号

裁 決

漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦及び同官和田智生出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月12日13時00分

和歌山県由良港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

遊漁船B

総 ト ン 数	13.40トン	9.76トン
登 録 長	14.69メートル	11.98メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		235キロワット
漁船法馬力数	30	

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船首寄りに操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、同左舷側に機関操縦レバー及びGPSプロッターを、同室前部右舷側にレーダー及び魚群探知機をそれぞれ装備した小型機船底びき網漁業に従事する軽合金製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和5年11月12日03時00分和歌山県箕島漁港を発し、同県日高港西方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aは操舵室後方の船尾甲板中央部に漁網を巻き取るネットローラーを装備し、その左舷側に舵輪及び機関操縦レバーをそれぞれ備えていた。

a受審人は、06時30分目的の漁場に到着して操業を始め、いかなど約35キログラムの漁獲を得た後、12時15分同漁場を発進して帰途に就き、GPSプロッター及び6海里レンジとしたレーダーをそれぞれ作動させて操船に当たり、12時18分半僅か前紀伊由良港一のハイ防波堤北灯台（以下「防波堤北灯台」という。）から195度（真方位、以下同じ。）3.2海里の地点で、針路を006度に定め、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したのち、a受審人は、漁網の清掃作業をすることとし、周囲を目視とレーダーで確認して他船を見掛けなかったことから、手動操

舵のまま操舵室を離れて船尾甲板に赴き、立った姿勢でネットローラー左舷側に備えられた舵輪を左手で持ち、同ローラーに巻き取られた漁網に付着したごみを取りながら続航した。

a 受審人は、12時55分半僅か前防波堤北灯台から343度1.3海里の地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船が同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊していることが分かる状態で、Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、操舵室を離れる前に周囲を目視とレーダーで確認して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったの
で、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく進行し、13時00分防波堤北灯台から350度1.8海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの船尾中央部に、後方から6度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央部に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及び機関操縦レバーを、同左舷側に魚群探知機、GPSプロッター及びレーダーをそれぞれ装備した全長14メートル以上20メートル未満のFRP製小型兼用船で、b 受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、同日05時30分和歌山県湯浅広港を発し、由良港南西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、目的の釣り場に到着したのち、移動しながら遊漁を行い、12時40分衝突地点付近で、船首を北方に向け、機関を中立運

転として漂泊を開始し、釣り客のうち2人を船首部甲板に、1人を左舷中央部甲板に、1人を左舷船尾部甲板にそれぞれ配し、自身は舵輪後方の操縦席に座って船首方の見張りをを行いながら遊漁を行った。

b受審人は、12時55分半僅か前衝突地点で、船首が000度を向いていたとき、左舷船尾6度1,000メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漂泊中の自船に船尾方から接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して警告信号を行うことも、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、13時00分僅か前釣り客の大声を聞いて操舵室の左舷側出入口から顔を出したところ、左舷後方至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を生じ、Bは、船尾部に凹損及びスパンカーマストの折損を生じたが、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、由良港北西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である海上交通安全法が適用される瀬戸内海であるものの、同付近は同法第1条第2項に規定される適用除外海域に当たることから、海上交通安全法の適用はなく、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には両船の関係について規定した条文がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、由良港北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、由良港北西方沖合において、帰航のため航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、操舵室を離れる前に周囲を目視とレーダーで確認して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、由良港北西方沖合において、遊漁のため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漂泊中の自船に船尾方から接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月27日

神戸地方海難審判所

審判官 阪 本 義 治